

【不開示決定】対象公文書

「東京都パートナーシップ宣誓制度届出等管理システム」に係る文書等

項番	文書名		
・システム構築・運用保守受託業者より納入・提出された文書			
1	令和4年度	構築・運用	実施計画書
2	令和4年度	構築・運用	要件定義書
3	令和4年度	構築・運用	基本・詳細設計書
4	令和4年度	構築・運用	テスト仕様書
5	令和4年度	構築・運用	テスト計画書
6	令和4年度	構築・運用	テスト結果報告書
7	令和4年度	構築・運用	バックログ対応状況一覧
8	令和5年度	運用	実施計画書（運用保守作業実施計画書）
9	令和5年度	改修	実施計画書
・都からシステム構築・運用保守受託業者に対し提供した文書			
10	令和4年度	構築・運用	ユーザテストシナリオ
11	令和4年度	構築・運用	運用テスト・受入テスト結果
12	令和4年度	構築・運用	ユーザテストテスター一覧
13	令和4年度	構築・運用	ユーザテスト結果
14	令和5年度	改修	ユーザテストシナリオ
15	令和5年度	改修	ユーザテストテスター一覧
・システム運用に係る都職員向けマニュアル			
16	都職員向けシステム操作マニュアル		
17	運用マニュアル		
・その他、システムに係る各種文書			
18	スマートフォン等端末レンタルサービス見積		

【不開示決定】 不開示理由

- ・ 委託業者又はシステム利用者に係る氏名、住所、生年月日及びメールアドレス等の個人に係る記述や文書は、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を侵害するおそれがあるため、東京都情報公開条例第7条第2号に該当する。
- ・ 法人の有する事業活動に関するノウハウ等の情報に係る記述や文書を公にすることにより、当該法人の事業運営上の利益及び社会的信用が損なわれると認められるため、同条例第7条3号に該当する。
- ・ システムのセキュリティに係る記述や文書を公にすることにより、本システムへの侵入・破壊等の犯罪を誘発し、犯罪の予防その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため、同条例第7条第4号に該当する。
- ・ 本システムの構築・運用及び改修の内容に係る記述や文書を公にすることにより、本システムの安定的な稼働が困難になるなど当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、同条例第7条第6号に該当する。